

健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届

【手続概要】

従業員の氏名に変更があった場合、原則、手続きは不要です。

ただし、次のいずれかに該当する従業員の氏名の変更または訂正を行うときは、手続きが必要です。

- ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方
- ・健康保険（全国健康保険協会管掌）のみに加入している方（マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方でも手続きが必要です。）
- ・マイナンバーを有していない海外居住者
- ・短期在留外国人

被保険者から申出を受けた事業主は、速やかにその旨を「被保険者氏名変更届」により届け出てください。

【添付書類】

全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者が氏名変更する場合

- ・資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「資格確認書等」といいます。）
- ・被扶養者がいる場合は被扶養者の資格確認書等（被保険者氏名のフリガナのみが変更（訂正）となる場合は、添付不要です。）

※交付されている場合のみ

【留意事項】

- ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者の場合、「被保険者氏名変更（訂正）届」の提出が必要です。
- ・被扶養者の氏名が変わったときは、別途「被扶養者（異動）届」に資格確認書等を添付して年金事務所に提出することになります。
- ・外国人の従業員の方の氏名が変更となる場合で、この届書を提出する場合は、あわせて「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」をご提出ください。
- ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方のうち資格確認書等が交付されている場合、氏名が変わったときは、変更前の資格確認書等を回収し、速やかに返納してください。
- ・資格確認書が交付されている方には氏名変更後の資格確認書が交付されます。資格確認書が交付されていない方で資格確認書が必要な場合は、事業主を経由して協会けんぽに直接申請してください。

【提出先】

郵送で事務センター

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参